

3 県税施行

種 別	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度
県民税	21.9新設(21年度分から適用) → 24年度限り廃止、市町村民税に						
事業税		23.7営業税より事業税となる(昭和23年度から適用)					
地方消費税							
不動産取得税			25.2末限り廃止				
県たばこ税 (県たばこ消費税)							
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用税)							
特別地方消費税 (料理飲食等消費税) (遊興飲食税)(遊興税)	22.4.1国税より遊興税として移管 → 23.8遊興飲食税となる → 25.9市町村附加税制度廃止						
自動車種別割							
鉱区税 (鉱区税附加税)	22.4.1鉱区税となる						
狩猟者登録税							
自動車取得税							
軽油引取税							
入獵税							
狩猟税							
産業廃棄物税							
自動車環境性能割							

昭和29年までに廃止された税目一覧(1)

地租(地租附加税)	22.4.1地税となる → 24年度限り廃止、市町村固定資産税となる
家屋税(家屋税附加税)	22.4.1家屋税となる → 24年度限り廃止、市町村固定資産税となる
営業税(営業税附加税)	22.4.1営業税となる → 22年度限り廃止、事業税となる
特別所得税	23.7新設(23年度から適用) → 28年度限り廃止、事業税となる
入場税	23.7国税より移管(23.8.1から適用) → 25.3市町村附加税制度廃止 → 29.5限り国税移管
酒消費税	23.7新設(23.8.1から適用) → 25.3限り廃止
電気ガス税	23.4法定外独立税として新設 → 23.8法定独立税となる → 25.8限り廃止、市町村税に
船舶税	24年度限り廃止、市町村固定資産税となる

期間一覽表

昭和29年までに廃止された税目一覧（2）

軌道税	22. 4. 1新設 → 24年度限り廃止
電話税（電話加入権税）	22. 1（21年度から適用）電話加入権税として法定外独立税となる → 22. 4. 1電話加入権税として法定独立税となる → 24. 5電話税となる → 24年度限り廃止
電柱税	24年度限り廃止
木材引取税	22. 1（22. 1. 15から適用）法定外独立税として新設→23. 6法定独立税となる→25. 8限り廃止、市町村税に
漁業権税	26年度限り廃止
入湯税	22. 1（22. 1. 15から適用）法定独立税として新設→22. 4法定独立税となる→25. 8限り廃止、市町村税に
鉱産税	23. 7新設（23. 8. 1適用） → 25. 8限り廃止、市町村税に

種 別	昭和43年度	～	昭和54年度	～	昭和63年度	平成元年度	～	平成 9 年度	～	平成11年度
県 民 税					(63. 4. 1から利子割が創設)					
事 業 税										
地 方 消 費 税								6. 12創設 (9. 4. 1から適用)		
不 動 产 取 得 税										
県 た ば こ 税 (県たばこ消費税)						元. 4. 1から県たばこ税となる				
ゴ ル フ 場 利 用 税 (娯楽施設利用税)						元. 4. 1からゴルフ場利用税となる				
特 别 地 方 消 費 税 (料理飲食等消費税) (遊興飲食税) (遊興税)					元. 3. 31限り 公給領収証制度	元. 4. 1から特別地方 消費税となる				11年度限り廃止
自 动 车 税 種 别 割										
鉱 区 税 (鉱区税附加税)										
狩 獵 者 登 錄 税					54. 4. 16から狩獵者登録税となる					
自 动 车 取 得 税		43. 4目的税として新設 (43. 7. 1から適用)								
輕 油 引 取 税										
入 獵 税										
狩 獵 税										
産 業 廃 棄 物 税										
自 动 车 税 環 境 性 能 割										

昭和29年までに廃止された税目一覧 (3)

貸席利用税	23. 5法定外独立税として新設 → 24. 7限り廃止
原動機税	22. 7法定外独立税として新設 → 24. 3限り廃止
芸妓税	23. 6限り廃止
傭人税	22. 1 (21年度から適用) 法定外独立税として新設 → 23. 8限り廃止
接客人税	23. 3 (23年度から適用) 法定外独立税として新設 → 23. 8限り廃止
草履表税	23. 3 (23年度から適用) 法定外独立税として新設 → 24. 3限り廃止
家畜税 (牛馬税)	22. 1 (21年度から適用) 法定外独立税 (牛馬税) として新設→22. 4家畜税となる→25. 8限り廃止
ミシン税	22. 10 (22年度分から適用) 法定外独立税として新設 → 25. 8限り廃止

昭和29年までに廃止された税目一覧（4）

遊漁税 22.10(22.7.9から適用)法定外独立税として新設 → 25.8限り廃止

特別漁業税 22.7(22年度から適用)法定外独立税として新設 → 23.8限り廃止

果樹園税 22.10 (22年度から適用) 法定外独立税として新設 → 23.8限り廃止

バス路線税 22.10(22年度から適用)法定外独立税として新設 → 23.3限り廃止

自動車船舶取得税 22.1 (22.1.15から適用) 法定外独立税として新設 → 23.7限り廃止

25.8限り廃止

特別党業税 21.3 (21年度から適用) 法定外独立税として新設→22年度限り廢止